

# 長野県地方税滞納整理機構事務処理規則

平成23年1月4日  
長野県地方税滞納整理機構規則第7号

改正 平成28年11月9日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理することについて必要な事項を定めるものとする。

(事務処理)

第2条 事務処理は、すべて決裁を得て施行する。

2 決裁は、広域連合長、会計管理者又はこの規則によりその権限を有するもの（以下「決裁権者」という。）が自らこれを行う。

第3条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うに当たって、その事務が他の課の長（以下「課長」という。）の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係の課長に合議しなければならない。

2 決裁権者は、前条の規定により決裁を行った場合において、その事務が他の課長に関係があり、かつ、報告を要すると認めるものについては、関係の課長に報告しなければならない。

(広域連合長又は会計管理者の決裁事項)

第4条 広域連合長又は会計管理者の決裁を要する事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

(委任事項)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第171条第4項の規定により会計職員に権限を委任する事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

(専決事項)

第6条 事務局長が専決する事項は、第4条、次項及び第3項に規定する事項以外のものとする。

2 課長が専決する事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 出納員が専決する事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

(代決処理)

第7条 広域連合長が不在のときは副広域連合長が、広域連合長及び副広域連合長がともに不在のときは事務局長が、広域連合長、副広域連合長及び事務局長がともに不在のときは総務課長がその事務を代決する。

2 会計管理者が不在のときは、出納員がその事務を代決する。

- 3 事務局長が不在のときは総務課長が、事務局長及び総務課長がともに不在のときは事務を主管する課長がその事務を代決する。
- 4 課長が不在のときは、あらかじめ課長が指定した職員がその事務を代決する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、代決権者において特に重要又は異例と認められる事項については代決をしてはならない。

(代決後の処置)

第8条 前条の規定により代決をした者は、その代決をした事務で特に必要があると認められるものについては、上司登庁の際すみやかに上司に報告しなければならない。

(合議を受けた場合の準用)

第9条 第3条、第7条及び前条の規定は、合議を受けた事務の処理について準用する。

(広域連合長の職務代理者)

第10条 法第292条において準用する法第152条第2項の規定による広域連合長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

2 法第292条において準用する法第152条第3項の規定による広域連合長の職務を代理する職員の席次は、次の順位による。

- (1) 第1位 総務課長の職にある職員
- (2) 第2位 徴収第一課長の職にある職員
- (3) 第3位 徴収第二課長の職にある職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月9日規則第2号)

この規則は、平成28年11月9日から施行する。

(別表第1) (第4条関係)

広域連合長又は会計管理者の決裁を要する事項

1 広域連合長の決裁を要する事項

- (1) 議会の審議に直接関連があること (法第179条及び第180条の規定による専決処分を含む。)
- (2) 条例の公布及び規則の制定改廃に関すること
- (3) 事務局長及び会計管理者の任命
- (4) 行政処分及び審査請求に対する裁決のうち、現に紛争があるもの及び処分の結果そのおそれがあるもの
- (5) 訴訟に関すること
- (6) 事務局長が専決する事項のうち、事務局長において広域連合長の決裁を要すると認めるもの

2 会計管理者の決裁を要する事項

- (1) 1件50万円以上の支出負担行為に関する確認及び支出の審査（義務費を除く。）  
並びに交際費及び食糧費の支出負担行為に関する確認及び支出の審査
- (2) 出納員が専決する事項のうち、出納員において会計管理者の決裁を要すると認めるもの

(別表第2) (第5条関係)

委任事項

1 出納員に委任する事項

- (1) 現金の収納及び保管
- (2) 有価証券の出納及び保管
- (3) 物品の出納及び保管

2 現金取扱員に委任する事項

出納員の事務のうち、出納員において指定する現金の収納

(別表第3) (第6条関係)

課長が専決する事項

1 課長が共通して専決する事項

- (1) 行政処分以外の事務で定型的又は軽易なもの
- (2) 所属職員の県内出張の命令
- (3) 所属職員の年次休暇、療養休暇（引き続き30日を超える場合を除く。）及び特別休暇の承認
- (4) 所属職員の時間外勤務の命令

2 総務課長が専決する事項

- (1) 支出負担行為のうち、義務費に係るもの、1件2万円未満のもの及び単価契約によるもの（交際費及び食糧費を除く。）
- (2) 支出命令

3 徴収第一課長及び徴収第二課長が共通して専決する事項

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の11の規定による官公署等への協力要請
- (2) 地方税法において例によることとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による質問及び検査
- (3) 延滞金納付書の発行

(別表第4) (第6条関係)

出納員が専決する事項

1 件50万円未満の支出負担行為に関する確認及び支出の審査（交際費及び食糧費を除く。）並びに義務費の支出負担行為に関する確認及び支出の審査